

**パートB: 毒性および他の健康影響の決定のための方法 — その2**

**目次**

全体的序論.....	6
B.26. 亜慢性経口毒性試験：げっ歯類における90日間反復経口投与毒性試験.....	8
B.27. 亜慢性経口毒性試験：非げっ歯類における90日間反復経口投与毒性試験.....	16
B.28. 亜慢性経皮毒性試験：げっ歯類を用いた90日間反復経皮投与試験.....	23
B.29. 亜慢性吸入毒性試験：げっ歯類を用いた90日間反復吸入投与試験.....	28
B.30. 慢性毒性試験.....	33
B.31. 出生前発生毒性試験.....	40
B.32. 発がん性試験.....	50
B.33. 慢性毒性／発がん性併合試験.....	56
B.34. 一世代生殖毒性試験 .....	64
B.35. 二世代生殖毒性試験.....	69
B.36. トキシコキネティクス.....	81
B.37. 急性ばく露後の有機リン系物質の遅発性神経毒性.....	85
B.38. 有機リン物質による遅発性神経毒性の28日反復投与試験.....	90
B.39. 哺乳動物肝細胞を用いる <i>IN VIVO</i> 不定期DNA合成（UDS）試験.....	95
B.40. <i>IN VITRO</i> 皮膚腐食性：経皮電気抵抗試験（TER） .....	102
B.40 BIS. <i>IN VITRO</i> 皮膚腐食性：ヒト皮膚モデル試験.....	112
B.41. <i>IN VITRO</i> 3T3 NRU 光毒性試験.....	118
B.42. 皮膚感作：局所リンパ節試験.....	133

B.43.	げっ歯類における神経毒性試験.....	140
B.44.	皮膚吸収： <i>IN VIVO</i> 法.....	153
B.45.	皮膚吸収： <i>IN VITRO</i> 法.....	160
B.46.	<i>IN VITRO</i> 皮膚刺激性：再生ヒト表皮モデル試験.....	167
B.47.	眼腐食性物質および重篤な刺激性物質を特定するためのウシ角膜混濁度および透過性試験法.....	181
B.48.	眼腐食性物質および重篤な刺激性を特定するための摘出ニワトリ眼球試験法.....	196
	理事会規則(EC) No 440/2008.....	211
	委員会規則(EC) No 761/2009.....	213
	委員会規則(EU) No 1152/2010.....	216